

ドライケミカル粉末消火装置の船上放射試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

ドライケミカル粉末消火装置の船上放射試験に関する事項

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGC コード)の 11.4.8 規則において、固定式ドライケミカル粉末消火装置の試験に関する要件が規定されている。同要件では、装置の設置後に遠隔及び局所放出装置について気密試験及び効力試験が要求され、更に初回の試験では、十分な量のドライケミカル粉末を放出し、当該装置が正常に作動することを確認する旨規定されている。なお、本会は同規定を既に本会規則に取入れている。

しかしながら、同要件中の十分な量のドライケミカル粉末の放出について具体的な量が規定されておらず、IACS より不明確であることを指摘し、その解釈について 2019 年 3 月に開催された IMO 第 6 回船舶設備小委員会(SSE6)において審議された。その結果、設置されたドライケミカル粉末の全量を放出することは要求されないが、船上の全てのモニター及び手動ホースラインからドライケミカル粉末を放出する旨を明確にする IMO 統一解釈 MSC.1/Circ.1617 が合意された。

当該統一解釈は、同年 6 月に開催された第 101 回海上安全委員会(MSC101)において、承認された。

このため、MSC.1/Circ.1617 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ドライケミカル粉末消火装置の船上放射試験における「十分な量のドライケミカル粉末」を明確にした。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N11.4.8